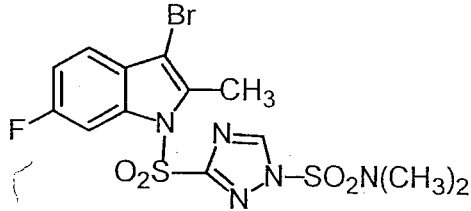


## アミスルブロム (Amisulbrom)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	スルファモイルトリアゾール骨格を有する殺菌剤 作用機構は、卵菌類のミトコンドリア内電子伝達系複合体ⅢのQiサイトの阻害であると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請:あずき、レタス、みょうが等／茎疫病、べと病、根茎腐敗病										
我が国の登録状況	大豆、ばれいしょ、トマト、きゅうり等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.1 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・強制経口投与) 無毒性量 10 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:アミスルブロム(親化合物)のみ。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">25.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">39.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">19.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">27.7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	25.3	幼小児(1~6歳)	39.5	妊婦	19.3	高齢者(65歳以上)	27.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	25.3										
幼小児(1~6歳)	39.5										
妊婦	19.3										
高齢者(65歳以上)	27.7										
意見聴取の状況	平成 22 年 2 月 3 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.3	0.3	○			0.08(\$), 0.02
小豆類	0.2		申			0.02, 0.03(\$)
ばれいしよ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 / <0.01, <0.01
てんさい	1		申			0.18, 0.42(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.3		申			<0.01, 0.06(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	25		申			15.8, 17.6
はくさい	10		申			2.68, 4.30
キャベツ	3		申			<0.01, <0.01 / 0.48,
ケール	20		申			0.20 / 1.48(\$), 0.28
こまつな	15		申			(きょうな参照)
きょうな	20		申			8.68, 6.72
チンゲンサイ	20		申			8.96, 11.0(\$)
ブロッコリー	2		申			(きょうな参照)
その他のあぶらな科野菜	20		申			<0.01 / <0.01 / 0.90 /
レタス	10		申			0.98(\$) / 0.46, 0.29
トマト	2	2	○			8.82, 2.34(のざわな)
ピーマン	3		申			(きょうな参照)
なす	1		申			4.78, 2.22
きゅうり	0.7	0.7	○			0.38, 0.42(トマト)
メロン類果実	0.05	0.05	○			/ 0.43, 0.66(ミニトマト)
ほうれんそう	30		申			0.58, 1.07(\$)
えだまめ	10		申			0.32(\$), 0.14
みかん	0.1		申			0.17, 0.21(\$)
なつみかんの果実全体	2		申			<0.01, <0.01
レモン	2		申			22.4(\$), 9.20 / 5.60,
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2		申			2.91 / 9.04, 5.14
グレープフルーツ	2		申			1.14, 4.28(\$)
ライム	2		申			0.02, <0.01(果肉)
その他のかんきつ類果実	2		申			0.78, 0.58
いちご	0.05		申			(なつみかんの果実全体参照)
ぶどう	5	3	○・申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のスパイス	15		申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のハーブ	20		申			(なつみかんの果実全体参照)

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

## アミスルブロム

食品名	残留基準値
	ppm
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.2
てんさい	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25
はくさい	10
キャベツ	3
ケール	20
こまつな	15
きょうな	20
チンゲンサイ	20
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 <sup>注2)</sup>	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
ピーマン	3
なす	1
ほうれんそう	30
えだまめ	10
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 <sup>注3)</sup>	2
いちご	0.05
ぶどう	5
その他のスパイス <sup>注4)</sup>	15
その他のハーブ <sup>注5)</sup>	20

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。



トリルフルアニド (Tolylfluanid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	フェニルスルファミド系の殺菌剤 SH基阻害剤として、菌の様々な代謝を阻害することにより効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	インポートトレランス申請;とうがらし、高麗人参／炭疽病、灰色かび病										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	仁果果実類、ぶどう、トマト等に国際基準が設定されている。 米国においてりんご、トマト等に、EUにおいてぶどう、たまねぎ等に、オーストラリアにおいてきゅうり、いちご等に、ニュージーランドにおいてぶどう、仁果果実類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.036 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 3.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:トリルフルアニド(親化合物)のみ。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>4.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI:推定一日摂取量(Estimated Daily Intake) 暴露評価対象物質:トリルフルアニド(親化合物)及びDMST</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	4.7	幼小児(1~6歳)	10.7	妊婦	3.8	高齢者(65歳以上)	4.1
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	4.7										
幼小児(1~6歳)	10.7										
妊婦	3.8										
高齢者(65歳以上)	4.1										
意見聴取の状況	平成22年2月3日に在京大使館への説明を実施。 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定。										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値*		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15		15		
ねぎ(リーキを含む。)	2	2		2		
トマト	3	3		3	2.0 アムリカ	
ピーマン	2	2		2		
その他のなす科野菜	1		IT		2.0 韓国	[0.61(韓国とうがらし)]
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1		1	2 オーストラリア	
その他の野菜	0.05		IT		0.2 韓国	[<0.025(＃)(韓国高麗人参)]
りんご	5	5		5	5.0 アムリカ	
日本なし	5	5		5	1 ニューズーランド	
西洋なし	5	5		5	1 ニューズーランド	
マルメロ	5	5		5	1 ニューズーランド	
びわ	5	5		5	1 ニューズーランド	
いちご	5	5		5	3 オーストラリア	
ラズベリー	5	5		5	15 オーストラリア	
ブラックベリー	5	5		5	15 オーストラリア	
ブルーベリー		20			15 オーストラリア	
クランベリー		20			15 オーストラリア	
ハックルベリー		20			15 オーストラリア	
その他のベリー類果実	0.5	5		0.5	15 オーストラリア	
ぶどう	3	3		3	11 アムリカ	
その他の果実		0.5				
ホップ	50	50		50	30 アムリカ	
その他のスパイス		0.5				
とうがらし(乾燥させたもの)	20			20		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(＃)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

※ 参考基準値のうち、韓国の基準値は、トリルフルアニドとDMSTをトリルフルアニドに換算したものの和となっているが、作物残留試験成績欄にはトリルフルアニド本体のみの残留量を記載した。

トリフルアニド

食品名	残留基準値
	ppm
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15
ねぎ(リーキを含む。)	2
トマト	3
ピーマン	2
その他のなす科野菜 <sup>(注1)</sup>	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
その他の野菜 <sup>(注2)</sup>	0.05
りんご	5
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	5
びわ	5
いちご	5
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
その他のベリー類果実 <sup>(注3)</sup>	0.5
ぶどう	3
ホップ	50
とうがらし(乾燥させたもの)	20

(注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

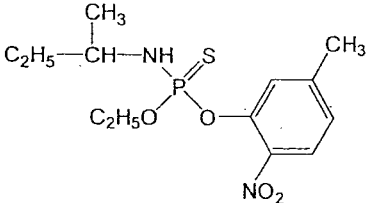
(注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。





ブタミホス (Butamifos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	有機リン系除草剤 主として生長点に強く作用して、微小管重合阻害により細胞分裂を阻害し、生育異常、さらには生育停止を起こして、雑草を枯死させることにより除草効果を発揮するものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	稲、ばれいしょ、はくさい、いちご等／畑地一年生雑草等										
我が国の登録状況	稲、ばれいしょ、はくさい、いちご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.008 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ブタミホス(親化合物)のみ。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="555 1512 1396 1774"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>5.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	5.8	幼小児(1~6歳)	10.5	妊婦	5.0	高齢者(65歳以上)	5.2
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	5.8										
幼小児(1~6歳)	10.5										
妊婦	5.0										
高齢者(65歳以上)	5.2										
意見聴取の状況	平成21年12月8日に在京大使館への説明を実施 平成22年2月4日~同年4月5日 WTO 通報 コメント募集中 パブリックコメント手続き中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			0.001(#), <0.001(#), 0.004(#) / <0.01(#), <0.01(#)
小豆類 えんどう そら豆 らつかせい その他の豆類	0.02	0.05	○			<0.005(#), <0.005(#)
ばれいしよ さといも類(やつがしらを含む。) かんしよ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも その他のいも類	0.2 0.02 0.01 0.05 0.02	0.2 0.05 0.2 0.05 0.05	○ ○ ○ ○ ○			0.030, <0.005 / <0.005, <0.005 /<0.01, <0.01 <0.005, <0.005 / <0.005, <0.005 <0.002, <0.002 <0.005(#), <0.005(#) / <0.01, <0.01 <0.005, <0.005
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.01 0.02 0.02	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			<0.002(#), <0.002(#) <0.001(#), <0.001(#) / <0.005, <0.005 <0.005(#), <0.005(#) / - <0.005 <0.005, <0.005 (ひろしまな)
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゆんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のさく科野菜	0.01	0.05	○			<0.001(#), <0.001(#) / 0.002(#), <0.001(#), 0.002(#)
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	0.02 0.03 0.01 0.05 0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			<0.005(#), <0.005(#) / 0.004(#), 0.003(#) <0.005(#), <0.005(#) (根 深ねぎ) / <0.01, <0.01 (葉ねぎ) <0.002, <0.002 / <0.002, <0.002 <0.01, <0.01 <0.01, <0.01 <0.01, <0.01(葉ねぎ) <0.01, <0.01(ちつきょう)
にんじん パースニップ	0.03	0.05	○			0.008(#), 0.005(#) / 0.027(#), 0.004(#) / 0.002, 0.005

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パセリ	0.02	0.05	○			<0.005, <0.005
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 (せり)
トマト	0.02	0.05	○			0.003(#), 0.001(#)
ピーマン	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
なす	0.02	0.05	○			<0.005(#), <0.005(#) /
その他のなす科野菜	0.05	0.05	○			<0.005(#), <0.005(#) (ピーマン参照)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	0.05	○			<0.005, <0.005 /
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.01	0.05	○			<0.005, <0.005
しろうり		0.05				<0.002, <0.002
すいか	0.01	0.05	○			<0.001(#), <0.001(#) /
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.001(#), <0.001(#) /
まくわうり		0.05				<0.01, <0.01
その他のうり科野菜	0.02	0.05	○			<0.005, <0.005 (とうがん)
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
その他の野菜	0.02	0.05	○			<0.005(#), <0.005(#) (む かご) <0.005 / <0.005 (うど) <0.002, <0.002 (くわい) <0.005, <0.005 (わらび)
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
あんず(アプレコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご	0.05	0.05	○			<0.001(#), 0.021(#) /
ラズベリー		0.05				<0.01, <0.01
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
キウイ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 (葉ねぎ)
魚介類	0.03		申			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ブタミホス

食品名	残留基準値
	ppm
らっかせい	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.01
こんにやくいも	0.02
はくさい	0.01
キャベツ	0.02
ブロッコリー	0.02
その他のあぶらな科野菜 <sup>注1)</sup>	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.01
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.03
にんにく	0.01
にら	0.05
アスパラガス	0.05
その他のゆり科野菜 <sup>注2)</sup>	0.05
にんじん	0.03
パセリ	0.02
その他のせり科野菜 <sup>注3)</sup>	0.05
トマト	0.02
ピーマン	0.05
なす	0.02
その他のなす科野菜 <sup>注4)</sup>	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.01
すいか	0.01
その他のうり科野菜 <sup>注5)</sup>	0.02
その他の野菜 <sup>注6)</sup>	0.02
いちご	0.05
その他のハーブ <sup>注7)</sup>	0.05
魚介類	0.03

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

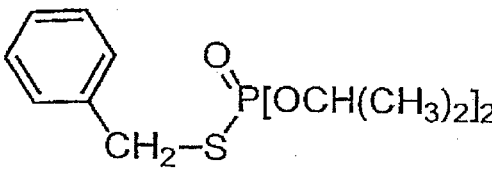
注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

※芽キャベツ及びまくわうりについては、現行基準が削除される。

イプロベンホス (Iprobenfos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤、スクミリンゴガイ駆除剤										
作用機構	有機リン系殺菌剤 いもち病原菌等のリン脂質合成系を阻害することにより細胞膜を損傷させることで殺菌効果を示すと考えられている。また、本剤はスクミリンゴガイに対して殺菌効果を示すことが確認されている。										
適用作物／適用品害虫等	稲／いもち病、紋枯病、小粒菌核病、スクミリンゴガイ										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.035 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 3.54 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: イプロベンホス (親化合物) のみ。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1568 1404 1836"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	3.5	幼小児 (1~6 歳)	5.9	妊婦	2.9	高齢者 (65 歳以上)	3.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	3.5										
幼小児 (1~6 歳)	5.9										
妊婦	2.9										
高齢者 (65 歳以上)	3.5										
意見聴取の状況	平成 22 年 2 月 3 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.2	0.2	○			0.002,0.003,0.003,0.011,0.019/ 0.007(#),0.003(#),0.009(#),0.024 (#),0.020(#)/ 0.007,0.08,0.035(#)/ 0.130(#),0.010(#)/ 0.042(#)/ 0.004,0.010,0.012,0.034(\$)/ 0.010(#),0.006(#),<0.005(#)/ 0.011(#),0.014(#),<0.005(#)/ 0.036(#),0.012(#)/ 0.087(#),0.039(#),0.120(#),0.034 (#)
魚介類	0.3					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

（別紙2）

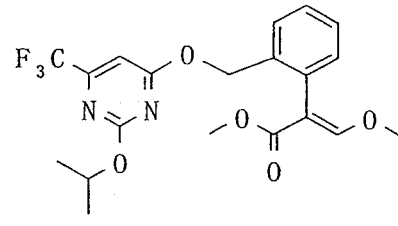
イプロベンホス

食品名	残留基準値
	ppm
米	0.2
魚介類	0.3





## フルアクリピリム (Fluacrypyrim)

審議の対象	農薬の食品中の暫定的な残留基準の見直し										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤(殺ダニ剤)										
作用機構	各種ハダニに対して殺ダニ活性を示す。 作用機構は、ミトコンドリアにおける電子伝達系酵素複合体Ⅲの阻害による呼吸阻害作用であると推察される。										
適用作物／適用病害虫等	りんご、なし、かんきつ／リンゴハダニ、ミカンハダニ等										
我が国の登録状況	りんご、なし、かんきつに農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.059 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 5.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:フルアクリピリム(親化合物)のみ。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">2.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">9.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">2.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">2.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	2.7	幼小児(1~6歳)	9.1	妊婦	2.3	高齢者(65歳以上)	2.7
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	2.7										
幼小児(1~6歳)	9.1										
妊婦	2.3										
高齢者(65歳以上)	2.7										
意見聴取の状況	平成22年2月3日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.05	0.1	○			0.012,0.017/ 0.005(#),0.008(#)
なつみかんの果実全体	0.5	0.5	○			0.20,0.15 (なつみかんの果実全体参照)
レモン	0.5	0.5	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.5	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.5	0.5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.5	0.5	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5	○			0.159(すだち), 0.017(かぼす) (なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	2	○			0.435,0.578(#)
日本なし	2	2	○			0.286,0.071/0.26/0.66(\$)
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
マルメロ		2				
ネクタリン		2				
かき		2				
バナナ		2				
パパイヤ		2				
アボカド		2				
パイナップル		2				
グアバ		2				
マンゴー		2				
パッションフルーツ		2				
その他のスパイス	5	0.5	○			1.30,2.98/1.48(#), 1.52(#)(みかんの果皮)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

フルアクリピリム

食品名	残留基準値
	ppm
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 <sup>(注1)</sup>	0.5
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
その他のスパイス <sup>(注2)</sup>	5

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

